



Topic!

こんな行為も禁止されています！

消費者契約法の改正を踏まえ、北海道消費生活条例施行規則を改正し、以下の行為も禁止されていることを明確化しました（令和2年4月1日施行）。

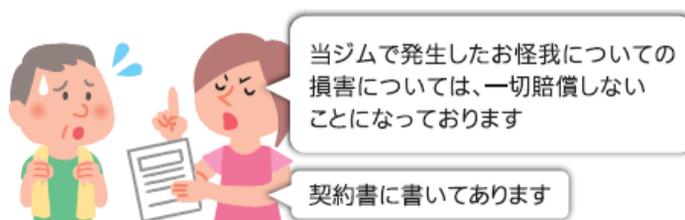
◆ 契約前なのに強引に代金を請求する等の行為

契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



◆ 事業者は責任を負わないとする内容の契約を締結させる行為

事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



◆ 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする内容の契約を締結させる行為

消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



◆ 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまうとする内容の契約を締結させる行為

消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



お困りのときは（消費生活相談窓口の連絡先について）

● 道立消費生活センター消費生活相談窓口

☎ 050-7505-0999 （受付時間：平日9:00～16:30）

● 消費者ホットライン

☎ 188 （お近くの相談窓口のご案内）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5213 FAX 011-232-3640
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/index.htm>
※リーフレットのPDFデータは上記HPでご覧いただけます。

※本リーフレット中「かしこしか」及び「ちえこさん」以外のイラストは、リーフレット「不当な契約は無効です！-早わかり！消費者契約法-」（消費者庁）及び消費者庁イラスト集から引用しています。

【令和2年(2020年)3月作成】